

ひとり親家庭等医療費助成制度のご案内

■ 対象者

次のいずれかに該当する児童と、その児童を監護する父又は母及び養育者

（ただし、所得制限があります。詳しくはP.3「所得制限」をご覧ください。）

- ① 【離婚】 父母が婚姻を解消した児童
- ② 【死亡】 父又は母が死亡した児童
- ③ 【障がい】 父又は母が政令に定める程度の障がいの状態（年金の障害等級が1級程度）にある児童
- ④ 【生死不明】 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 【遺棄】 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 【保護命令】 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 【拘禁】 父又は母が法令により引き続き1年以上刑務所などに拘禁されている児童
- ⑧ 【未婚】 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ 【棄児】 棄児などで出生の事情が明らかでない児童

「児童」とは、18歳に達する年度の3月31日まで（政令で定める程度の障害がある場合は20歳未満）の児童をいいます。

■ 助成内容

通院、入院にかかる医療費の一部を助成します。文書代など、保険適用外の費用は助成対象外です。

通院

1日あたり530円を超えた金額を助成。薬局での調剤費は全額助成。
※同じ医療機関に月5回以上かかった場合、5回目以降は全額助成。

入院

1日あたり1,200円を超えた金額を助成。
※保険者が発行する「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は食事代も対象になります。

高校生までの子どもについては、同じ医療機関でかかった月2回目から4回目の一部負担金（530円）が子ども医療から助成されるので、2回目以降については自己負担がありません。

■ 助成を受けるには…

助成対象者には受給者証を交付しますので、保健福祉課（保健福祉センター内）で手続きをしてください。所得等を確認し、資格が認められれば、申請した月の翌月1日から受給開始となります。

《必要なもの》 ① 戸籍謄本 ② 住民票 ③ 保険資格情報の分かる書類

※当年1月1日時点（1月～7月に申請をする場合は前年の1月1日時点）で町外に住所があった場合、④児童手当用の所得証明書を前市町村の税務担当課から取得し、提出してください。

当事業に該当する方は、子ども教育課が所管する「児童扶養手当」を受給できる場合があります。詳しくは子ども教育課にお問い合わせください。
（☎0254-27-2111 子ども教育課 児童扶養手当担当まで）

■ 医療機関にかかる際は…

県内の医療機関では

医療機関の窓口で受給者証を提示してください。

県外の医療機関／救急外来では

保健福祉課（保健福祉センター内）に申請すれば助成金を支給します。

申請期限は受診した月の末日から6か月です。（例：4月に受診→10月末まで）

《必要なもの》 ① 受給者証 ② 保険資格情報の分かる書類 ③ 領収書
④ 通帳（金融機関の口座情報がわかるもの）

■ 更新手続き

受給者証の有効期間は9月30日までとなっておりますので、毎年8月中に更新申請が必要です。詳細は7月末に郵送で通知します。

■ 所得制限

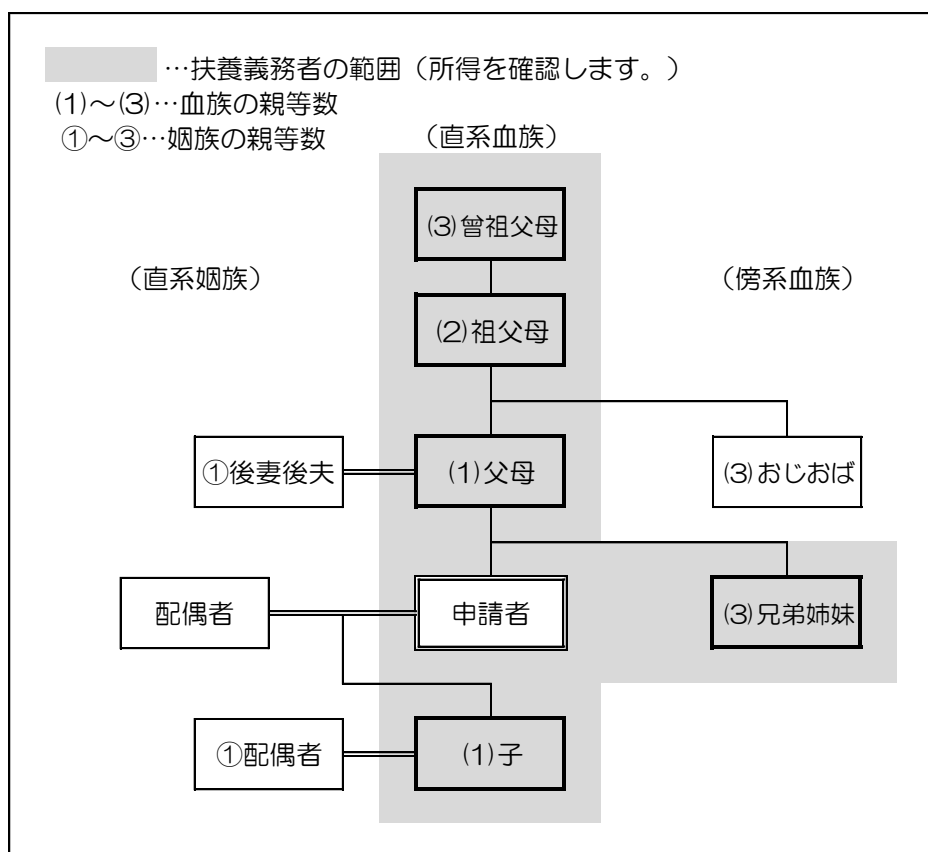
申請者及び扶養義務者等の前年（1月～8月に新規申請の場合は前々年）の所得が以下の限度額を超える場合、対象となりません。

扶養親族等の数 限度額	前年分所得	
	申請者（本人）	扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者
0人	2,080,000円	2,360,000円
1人	2,460,000円	2,740,000円
2人	2,840,000円	3,120,000円
3人以上	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算

※ 申請者本人に、老人控除対象配偶者・老人扶養親族がある場合は10万円/人、特定扶養親族がある場合は15万円/人を加算します。

※ 扶養義務者等に、老人扶養親族がある場合は6万円/人（ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は、1人を除く。）

※ 扶養義務者の範囲については以下の図をご覧ください。



扶養義務者とは…

申請者の直系血族及び兄弟姉妹をいいます。（左図参照）

老人控除対象配偶者・老人扶養親族とは…

前年12月31日において、70歳以上の控除対象配偶者、扶養親族をいいます。

特定扶養親族とは…

当年12月31日において、16歳以上23歳未満の扶養親族をいいます。（本制度では、16歳以上19歳未満も特定扶養親族に含みます。）

■ その他の手続き

以下の場合、お早めに手続きをして下さい。いずれも手続き場所は保健福祉課（保健福祉センター内）です。

事例		必要なものなど
内容変更	保険証が変わった	新しい保険資格情報の分かる書類
	町内で住所が変わった	保険資格情報の分かる書類
再交付	受給者証を紛失・破損した	受給者証（破損の場合のみ）
喪失	町外に転居した	受給者証
	婚姻（事実婚含む）によりひとり親家庭でなくなった	受給者証
	中学生以下の子どもがいる場合	子どもの保険資格情報が分かる書類 （ <u>子ども医療費受給者証</u> を交付します。）
その他	生計を一にする扶養義務者が増えた	新たに増えた扶養義務者の所得を確認します。 当年1月1日時点（1月～8月に住所を移した場合は前年の1月1日時点）での住所地で必要なものが異なります。 （1）聖籠に住所があった場合・・・保険証のみ （2）町外に住所があった場合・・・ ①保険証②児童手当用の所得証明書（前市町村の税務担当課から取得する）

【問い合わせ】 聖籠町保健福祉課（保健福祉センター内）

ひとり親医療費助成担当 ☎0254-27-6511